

# **農林水産省における農作業安全対策の取組**

**令和3年6月3日**

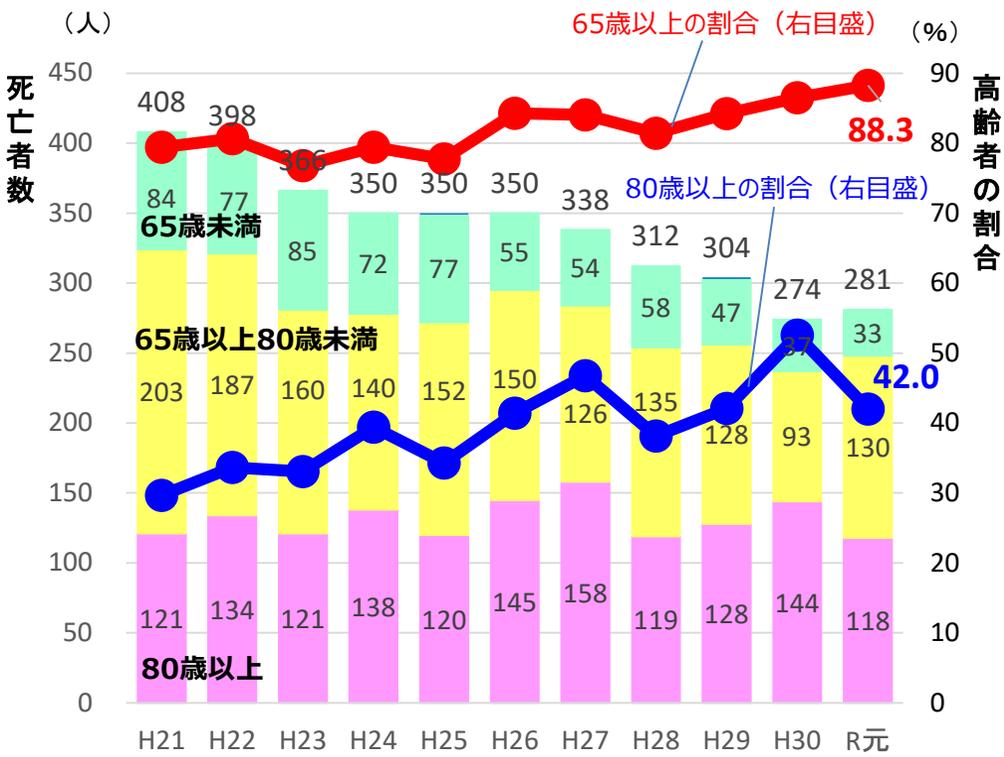
**生産局 技術普及課 生産資材対策室**

**農林水産省**

# 農作業事故発生状況

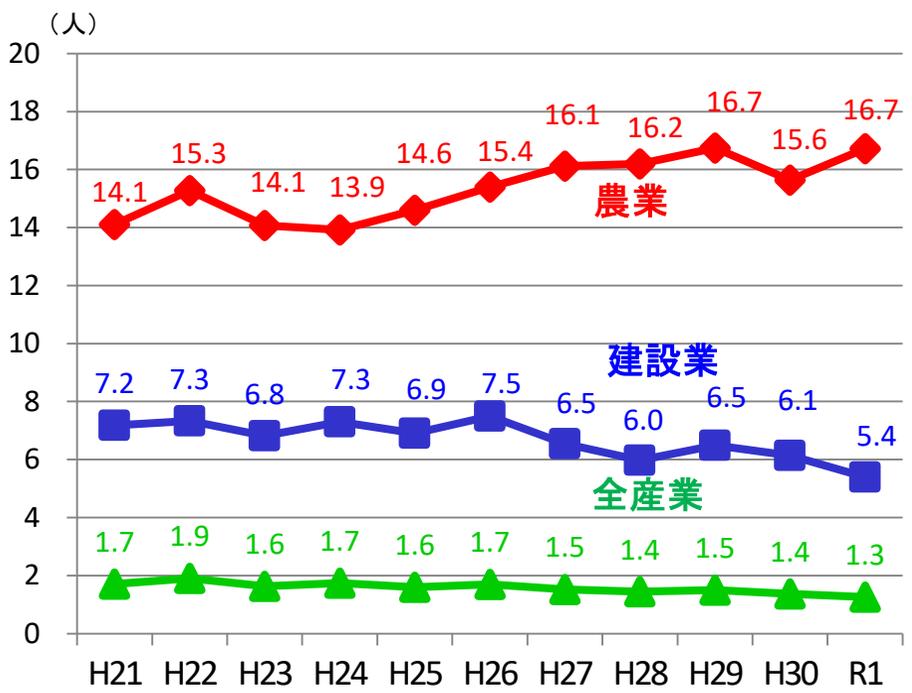
- 令和元年の農作業事故死亡者数は281人。前年（平成30年）と比べて7人増加。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が88%を占め、この割合は調査開始以降で最大。
- 就業人口10万人当たりの事故死亡者数は16.7人と調査開始以降で最も高い水準（H29と同率）となり、他産業との差は拡大傾向。

### 農作業事故死亡者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

### 就業人口10万人当たり事故死亡者数の推移

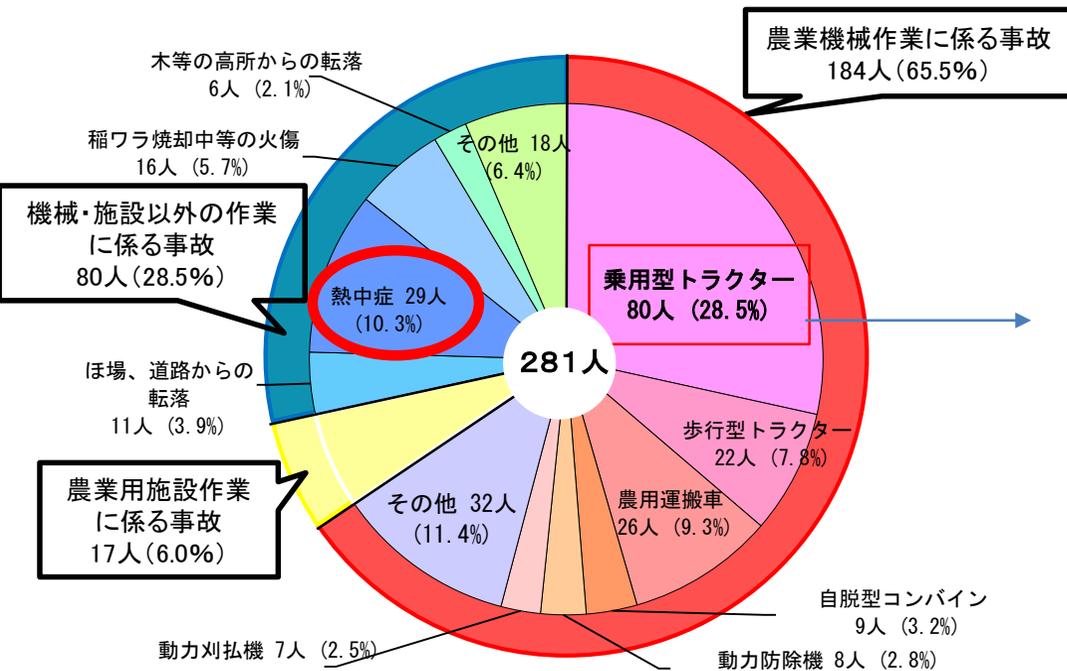


死亡者数 農業：農作業死亡事故調査（農水省）  
 他産業：死亡災害報告（厚労省）  
 就業人口 農業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）  
 他産業：労働力調査（総務省）

# 農作業死亡事故の内訳

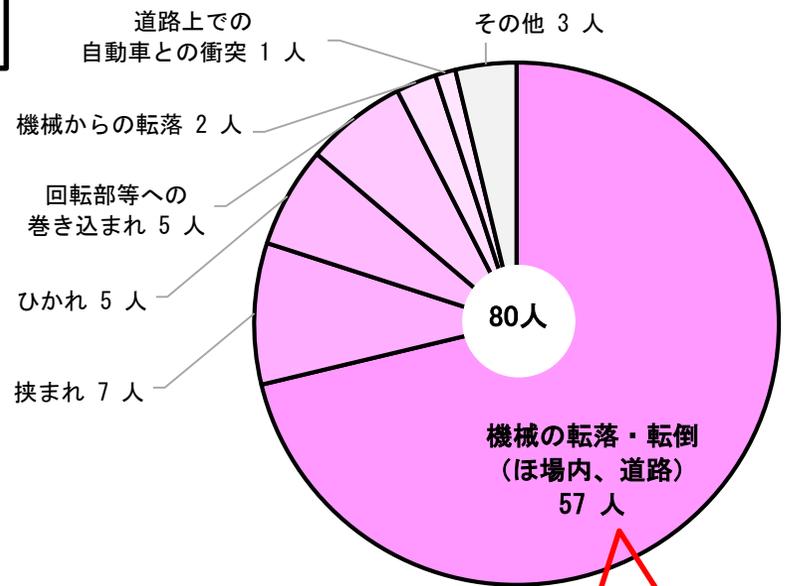
- 令和元年の農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が184人（65.5%）と最も高い状態が継続しており、農業機械作業の安全対策の強化が急務。
- 農業機械作業に係る事故のうち乗用型トラクターに係る事故が80人と最多。その中でも「機械の転落・転倒」による死亡者が57人と最多となっており、乗用型トラクターの転落・転倒事故対策が引き続き重要。
- 「機械・施設以外の作業に係る事故」では、「熱中症」が29人と、調査開始以降 2 番目に多い水準（過去最大はH30の43人）。近年、大きな死亡事故要因となってきており、対策の強化が必要。

要因別の死亡事故発生状況（令和元年）



農作業死亡事故調査（農水省）

乗用型トラクター事故による死亡の要因（令和元年）



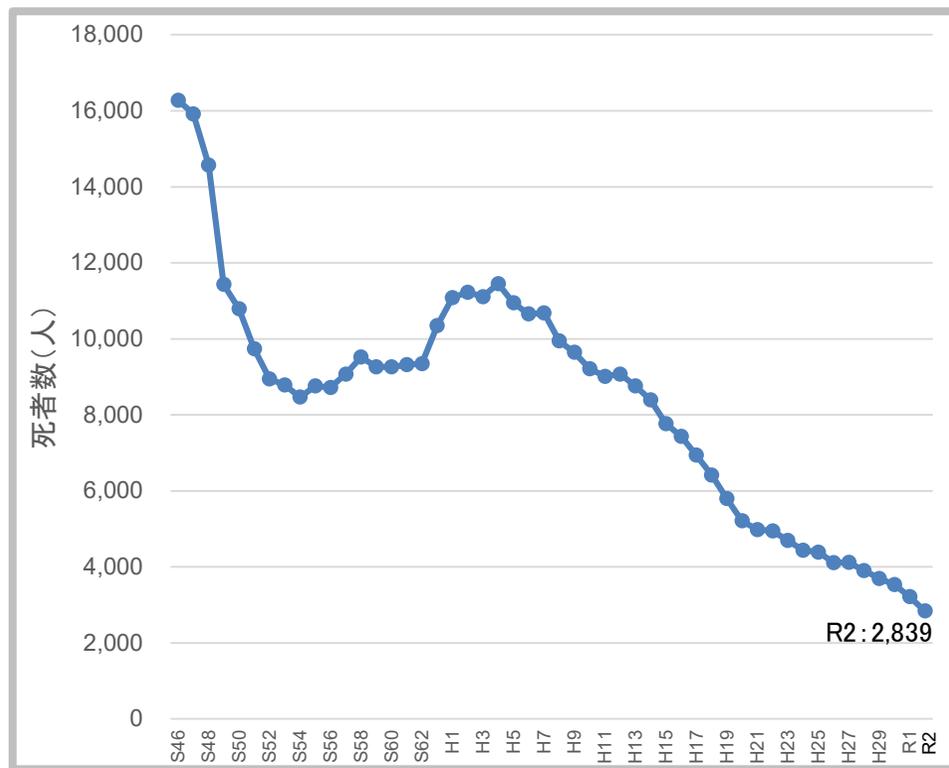
農作業死亡事故調査（農水省）

乗用型トラクター事故のうち、「機械の転倒・転落」が69%

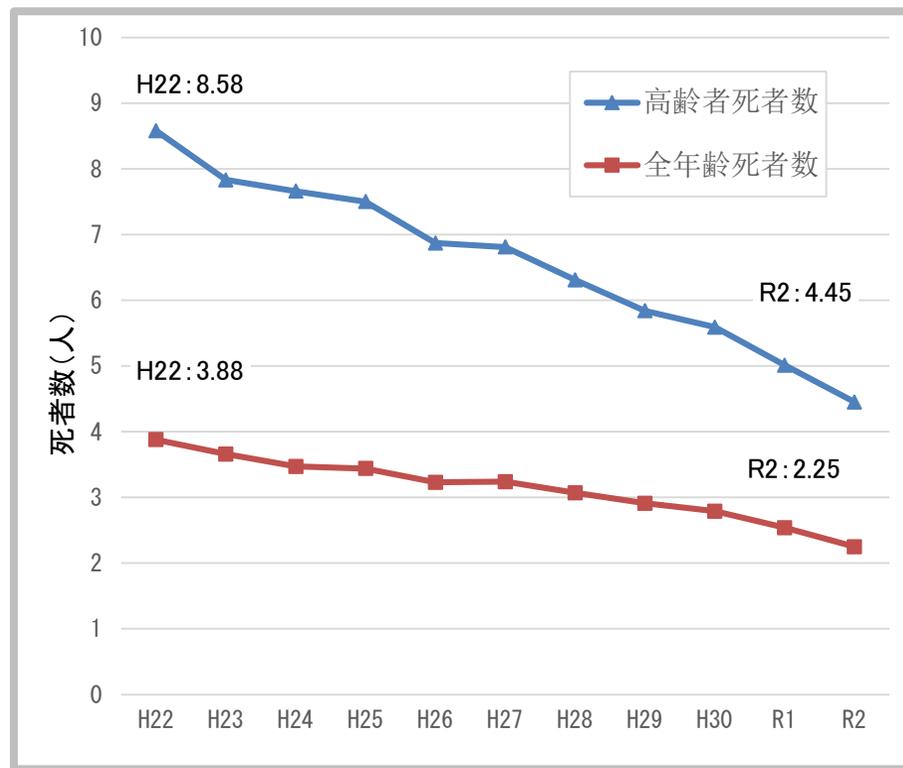
## (参考) 交通事故の発生状況について

- 我が国の社会全体が高齢化している中においても、交通事故死者数は、近年、大幅な減少を実現。また、人口10万人当たりの高齢者の死者数も直近10年間で半減（8.58人→4.45人）している。

交通事故死者数の推移（昭和46年～令和2年）



人口10万人当たり高齢者（65歳以上）死者数の推移（平成22年～令和2年）



※ 警察庁交通局交通企画課「令和2年中の交通事故死者数について」（令和3年1月4日）より

※ 警察庁交通局交通企画課「令和2年中の交通事故死者数について」（令和3年1月4日）より  
算出に用いた人口は、各年の前年の人口であり、総務省統計資料「人口統計」（各年10月1日現在人口）による。

# 農作業事故の現状 農作業死亡事故のうち農業機械作業の内訳

- 農林水産省の農作業死亡事故調査において死亡事故の多くを占める「農業機械作業事故」について、直近5年分（平成26～30年）のデータを機種別、原因別にみると、
  - ① 「**乗用型トラクター**」や「**農用運搬車**」における、「**転落・転倒**」や「**ひかれ**」
  - ② 「**歩行型トラクター**」における、「**挟まれ**」
  - ③ 「**乗用型トラクター**」や「**歩行型トラクター**」における、「**回転部等への巻き込まれ**」
 が年平均5件以上（5年間で25件以上）と発生件数が多く、特に「**乗用型トラクター**」の「**転落・転倒**」が全体の3割を占める。

農作業死亡事故の機種別、原因別死亡者数（平成27～令和元年）

	乗用型トラクター	歩行型トラクター	農用運搬車	自脱型コンバイン	動力防除機	その他	合計
① 転落・転倒	284	19	49	27	15	61	455
② 挟まれ	23	61	21	3	17	41	166
③ ひかれ	31	7	29	7	4	22	100
④ 回転部等への巻き込まれ	34	29	0	0	0	24	87
その他	61	14	33	6	6	53	173
合計	433	130	132	43	42	201	981

全体の3割



① 乗用型トラクターで移動中に路肩を踏み外して転落するケース



② ハウスで歩行型トラクターを後進する際に施設との間に挟まれるケース



③ 整備中に動き出した乗用型トラクターにひかれるケース



④ 詰まった作物などを取り除く際に、回転部に巻き込まれるケース

※ 農林水産省「農作業死亡事故調査」より

# 農作業事故の現状 農業機械の公道における事故の発生状況

- 公道における事故情報から農業機械（農耕作業用特殊車）の情報を抽出すると、
  - ① **軽傷を含む全ての事故では、交差点などのない道路を走行中に「追突」される事故が多く発生**している
  - ② **死亡事故では、道路からの転落・転倒を含む「路外逸脱」によって多く発生**している
 といった特徴があることが分かる。
- また、**事故に遭った乗員のシートベルト着用率が著しく低い**ことや、**シートベルト着用により死亡率を大幅に減らせる**ことなどが分かる。

農耕作業用特殊車における事故内容・道路形状別の事故件数（平成27～令和元年）  
【死亡事故、重傷事故、軽傷事故の合計】

	車両相互		単独事故			人対車両	列車	合計
	追突	追突以外	工作物	路外逸脱	その他			
交差点 交差点付近	64 (27.1%)	133 (56.4%)	4 (1.7%)	23 (9.7%)	9 (3.8%)	3	0	236 (100%)
単路	401 ※ (58.0%)	110 (15.9%)	15 (2.2%)	126 (18.2%)	29 (4.2%)	10	0	691 (100%)
踏切・ 一般交通	1 (2.8%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)	12 (33.3%)	14 (38.9%)	6	1	36 (100%)
合計	466	245	19	161	52	19	1	963

※ 「単路・追突」の401件のうち、追突されたものが386件、追突したものが15件。

41.6%

【死亡事故のみ】

	車両相互		単独事故			人対車両	列車	合計
	追突	追突以外	工作物	路外逸脱	その他			
交差点 交差点付近	3 (9.7%)	5 (16.1%)	3 (9.7%)	12 (38.7%)	8 (25.8%)	0	0	31 (100%)
単路	26 (19.7%)	7 (5.3%)	6 (4.5%)	75 (56.8%)	15 (11.4%)	3	0	132 (100%)
踏切・ 一般交通	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)	1	1	7 (100%)
合計	29	12	9	89	26	4	1	170

52.4%

（公財）交通事故総合分析センターの集計結果より作成  
※ 単路とは、交差点、交差点付近、踏切、高速道路の駐車場等を含む一般交通以外の事故をいう。

農耕作業用特殊車乗員のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況  
（平成27～令和元年）

	死亡者	重傷者	軽傷者	合計
シートベルト着用	3 (3.2%)	10 (10.8%)	80 (86.0%)	93 (100%)
非着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604 (100%)
不明	5 (10.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49
合計	156	209	381	746

12.5%

（公財）交通事故総合分析センターの集計結果より作成

# 農作業安全対策の主な取組概要

農作業事故防止のため、農繁期における農作業安全確認運動の展開や啓発活動、農林水産研修所での農作業安全研修等を実施。

## 【安全啓発の取組】

### 農作業安全確認運動の推進

● 農作業事故防止に向けた対策を強化するため、毎年、春（3～5月）と秋（9～10月）を重点期間として、全国の関係機関の協力の下、農作業安全確認運動を実施。



令和3年は、  
 ・シートベルト・ヘルメットの装着徹底を呼びかけ、トラクターへの灯火器類設置の働きかけ、  
 ・乗用型トラクターの安全フレーム等の追加装備や買い換えの働きかけ  
 ・などを重点的に推進

### 警察庁等との連携

● 警察庁による農耕用作業自動車の交通死亡事故の公表を受けて、J A 共済とも連携し、安全啓発チラシを共同で作成。  
 農業者に対し、乗用型トラクター乗車時のシートベルト、ヘルメットの着用の声かけを実施。



## 【農作業事故情報の収集・分析】

● 研究機関(農業技術革新工学研究センター)において、労働安全衛生関係者等の専門家を交えた事故分析体制を構築。提供された事故情報の分析を行い、その結果を対策に反映。



## 【農作業安全対策の検討（農作業安全検討会）】

● 農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い課題に対応するため、R3.2より「農作業安全検討会」を開催し、効果的な対策の方向性等を検討。

## 【農作業安全指導体制の構築（補助事業）】

● 全国の農業者が農作業安全研修を受講することができる体制の構築に向けて、各都道府県に「農作業安全指導員」を育成する事業を令和3年度より実施。



## 【農作業安全研修の開催（茨城県水戸市）】

● 座学のみならず、乗用型トラクターの傾斜地における横転疑似体験や歩行型トラクターの挟まれ体験等の危険性も体感できる研修を実施。



## 【労災保険の加入促進】

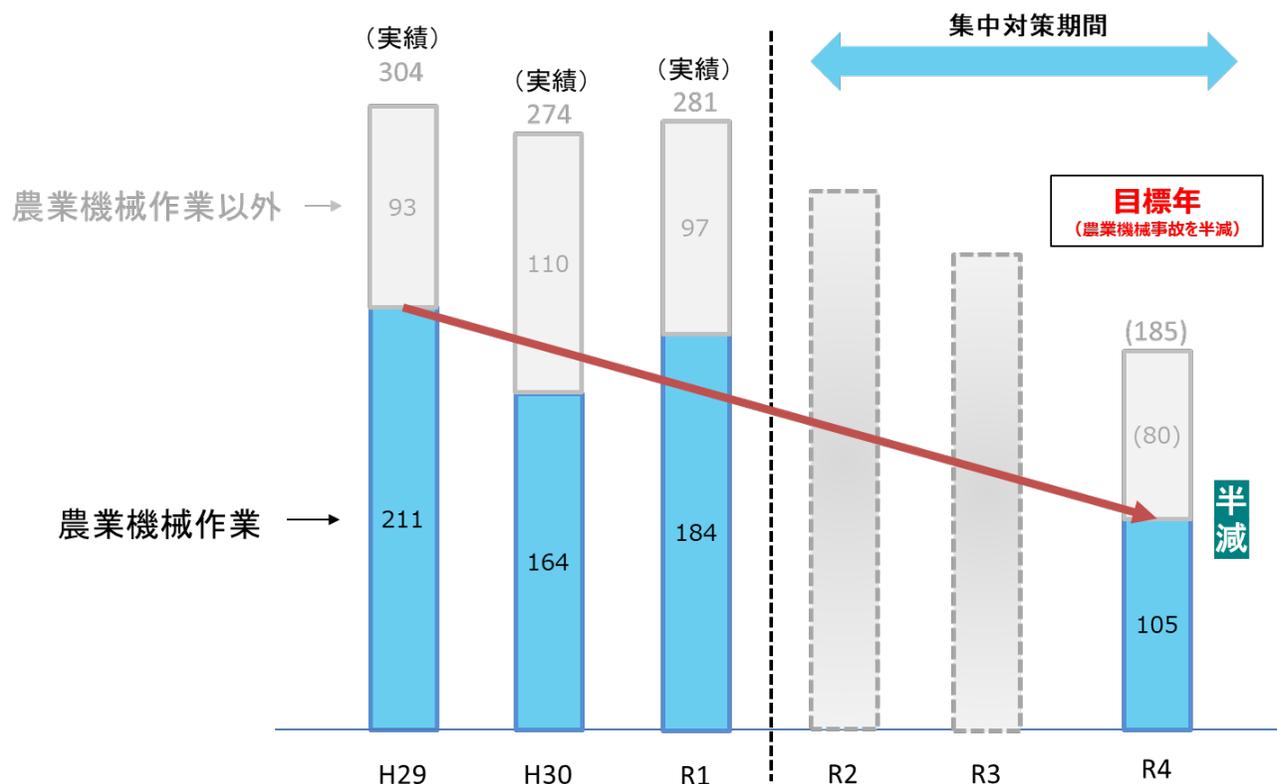
● 厚生労働省と共同でパンフレットを作成・配布し、周知活動を実施。



# 農作業安全確認運動の目標について

- 令和2年に、農作業安全確認運動の目標として、農業機械作業に係る死亡事故を令和4年までの3年間で平成29年比で半減する（211人→105人）との目標を策定。対策を集中的に行うこととしたところ。
- 今般、発表した令和元年の農業機械作業に係る死亡事故数は184人。目標の達成に向け、令和3年においても農業機械作業への対策の強化が必要。

## 農作業安全確認運動における令和4年目標



※1 目標を設定した令和2年2月時点における最新データが平成29年であったため、平成29年の実績データを基準値として半減目標を設定。

※2 令和4年の「農業機械作業以外」の件数(80件)は、厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標値△15%より算定した仮の数字。

# 令和3年農作業安全確認運動の取組方針

## <令和3年のテーマ> **見直そう！農業機械作業の安全対策**

(乗用型の農業機械の転落・転倒死亡事故の大幅削減を目指す)

<運動期間> **春**：令和3年3月1日～5月31日（3ヶ月間）

**秋**：令和3年9月1日～10月31日（2ヶ月間）

<参画団体> 地方公共団体、JA、農業機械メーカー、その他農業関係団体など820団体  
(令和3年2月時点)

### 主な取組内容

#### 重点推進テーマに基づいた推進活動

- ①シートベルト・ヘルメットの着用徹底、作業機を付けた状態で公道走行する際の灯火器類の設置を集中的に働きかけ
- ②安全フレームやシートベルト等が装備されていないトラクターの所有者への追加装備や買い替え等の働きかけ

#### その他重点的な取り組み

- ③全国の農業者が安全研修を受けられる体制の構築に向けた農作業安全指導員の育成
- ④MAFFアプリを活用した熱中症警戒アラートの利用の促進
- ⑤「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践を働きかけ
- ⑥地域の実態を踏まえた労災保険特別加入団体の設置促進、加入促進

## <対策のポイント>

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**全国の農業者が農作業安全研修を受講可能な体制を構築する取組等を支援**します。

## <事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少（304人[平成29年] → 185人[令和4年]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

**持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進 49(29)百万円**

### 農作業安全指導體制の構築及び安全啓発ツールの開発

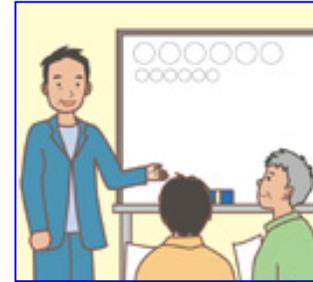
#### ① 農作業安全指導體制の構築

全国の農業者が農作業安全研修を受講することができる体制の構築に向けて、各都道府県に「農作業安全指導員」を育成するための取組を支援します。

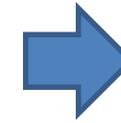
#### ② 高齢農業者等向け安全啓発コンテンツの整備

高齢農業者に対する指導マニュアルや熱中症予防対策の紹介動画等、現場の安全対策を効果的に行う指導ツールの開発を支援します。

### <① 農作業安全指導體制の構築>



農作業安全指導員の育成



農作業安全研修体制の整備

### <② 安全啓発コンテンツの整備>

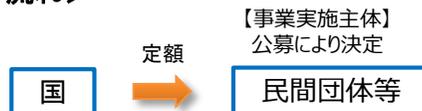


現場の安全指導で活用可能な安全啓発コンテンツの整備  
 (例：高齢者への安全啓発、熱中症対策など)

**(関連事業)農林水産業・食品産業における作業安全強化対策推進事業 138(150)百万円の内数**

○ 農林水産業や食品産業における、事故要因の把握と対策に必要な深掘りした調査・分析、安全性の高い技術の現場実証の取組等を総合的に実施します。

## <事業の流れ>



# 農作業安全検討会について

- 農作業における安全対策の強化を図るため、本年2月に農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者から成る「農作業安全検討会」を設置し、検討を進めてきたところ。
- 4月27日(火)に第3回委員会を開催し、これまでの検討結果を「農作業安全対策の強化に向けて(中間とりまとめ)」を公表。
- 今後、この中間とりまとめに沿った取組を進め、取組状況等については本検討会に報告し、取組の徹底や改善につなげていく予定。

## 開催要領

農作業安全検討会 開催要領

令和3年2月  
農林水産省

**1 趣旨**

農業においては、毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生し、10万人当たりの死亡事故件数も増加傾向にあるなど、作業安全対策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するためには、農業者・農業者団体等が取り組むべき事項についてとりまとめた「作業安全規範」の普及等と併せ、農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い観点から対策を講じていくことも必要である。

このため、農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者を参集した「農作業安全検討会」(以下「検討会」という。)において必要な対策を検討し、効果的な取組に結びつけていくこととする。

**2 構成**

(1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

(2) 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。

(3) 検討会は、必要と認めるときは、専門的見地から特定の事項について検討するため、作業部会を設置することができるものとする。

**3 運営**

(1) 会議は原則として公開とする。

(2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表するものとする。

**4 当面の活動内容**

令和3年2月から検討を開始し、令和3年4月中に中間とりまとめを行った上で、5月以降更に具体的な対策等を検討することを目指す。

## 委員名簿

農作業安全検討会 委員名簿

生部 誠治 <sup>※</sup>	(一社) 全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部長
梅崎 重夫 <sup>※</sup>	(独) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所長
大浦 栄次 <sup>※※</sup>	(一社) 日本農村医学会 監事
大吉 枝美 <sup>※</sup>	大吉農園
川口 尚	(一社) 日本農業機械工業会 常務理事
氣多 正 <sup>※※</sup>	(一社) 日本農業機械化協会 専務理事
小谷 あゆみ <sup>※</sup>	フリーアナウンサー、農業ジャーナリスト
鈴木 信生 <sup>※※</sup>	(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 副会長
高橋 良行	(公社) 日本農業法人協会 理事
田島 淳	東京農業大学 地域環境科学部 生産環境工学科
田中 宏樹	全国農業機械商業協同組合連合会 専務理事
藤井 幸人 <sup>※</sup>	(国研) 農研機構 農業機械研究部門 安全検査部長
山中 嗣貴	全国農業協同組合連合会 耕種資材部 次長 (敬称略、五十音順)

※ 農林水産省・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議 委員  
 ※※ 農林水産省・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議 農業分科会 委員

(オブザーバー)

厚生労働省 労働基準局 安全課

経済産業省 製造産業局 産業機械課

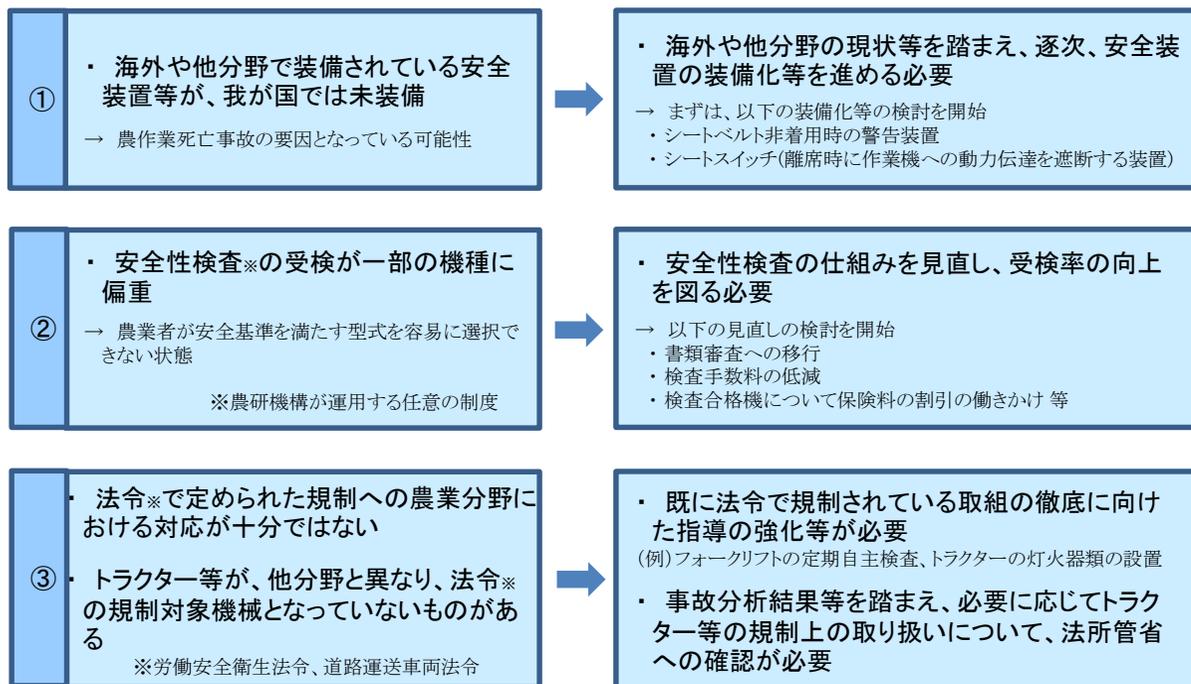
国土交通省 自動車局 安全・環境基準課

警察庁 交通局 交通企画課

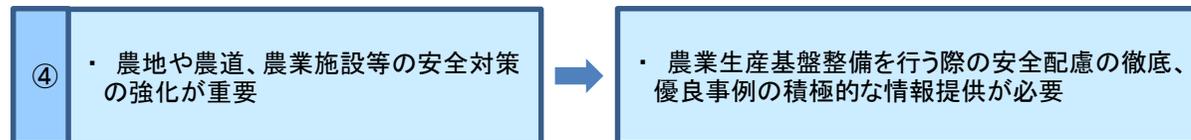
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

## 農作業環境の安全対策の強化

### 【農業機械の安全対策の強化】

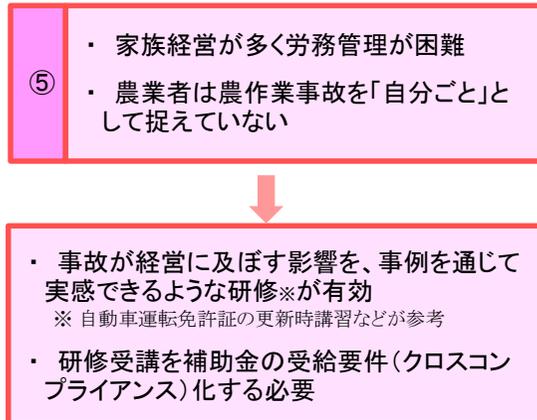


### 【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

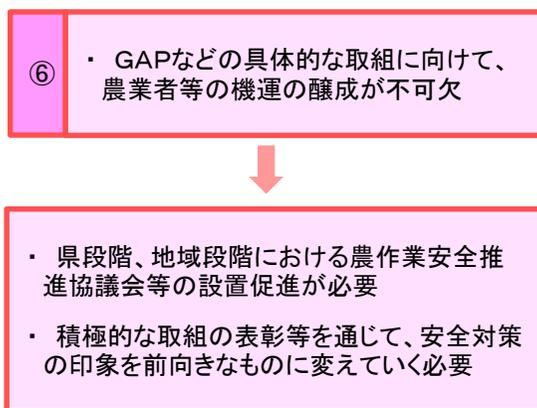


## 農業者の安全意識の向上

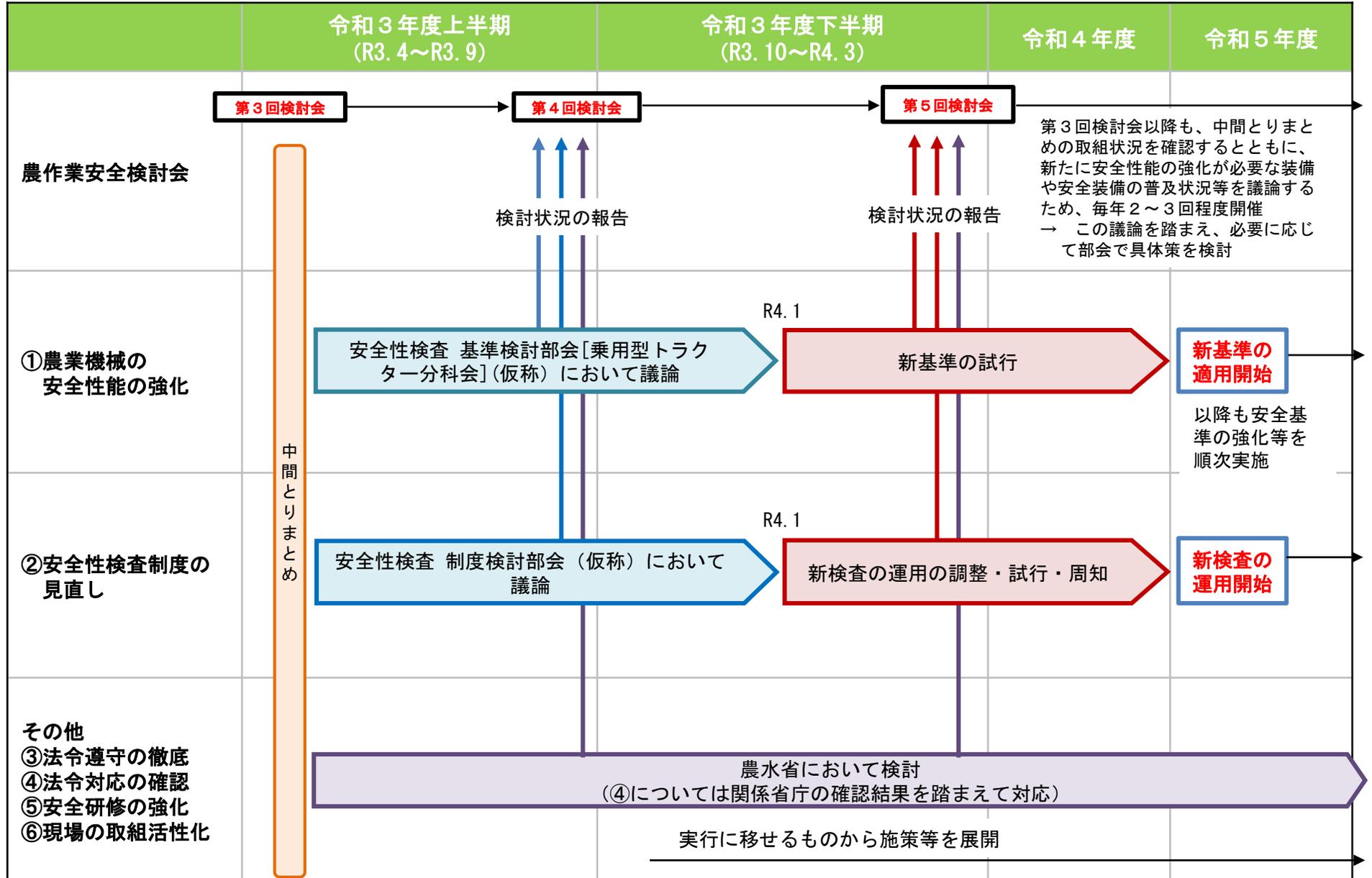
### 【研修体制の強化】



### 【現場の取組の活性化】



# 農作業安全検討会の今後のスケジュールイメージ



# (情報提供) MAFFアプリにおける「熱中症警戒アラート」の通知機能の追加について

- 農作業中の熱中症による死亡事故は、平成30年は調査開始以降最も多い43人、令和元年も前年に次ぐ29人と近年急増しており、農業者の方に警戒を促す手法の開発が課題でした。
- このため、環境省・気象庁が連携して運用する「熱中症アラート」が発出された場合、当日の朝7時頃に自動でMAFFアプリにアラートが通知される機能を令和3年5月20日（木）より運用を開始しました。
- 「熱中症警戒アラート」は、熱中症との相関が高い「暑さ指数」の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として注意情報が発表されるものです。

## MAFFアプリにおける「熱中症警戒アラート」発出時の通知イメージ

### ・ロック画面のプッシュ通知



### ・MAFFアプリホーム画面の通知



の熱中症警戒アラートをタッチした場合は、気象庁の各地方気象台詳細ページが表示される。

タイトル	発表時刻
高波と強風に関する東京都（小笠原諸島）気象情報 第2号	2021年04月26日05時30分
高波と強風に関する東京都（小笠原諸島）気象情報 第1号	2021年04月25日16時07分
令和3年台風第2号に関する東京都（小笠原諸島）気象情報 第4号	2021年04月25日10時49分
令和3年台風第2号に関する東京都（小笠原諸島）気象情報 第3号	2021年04月25日05時14分
令和3年台風第2号に関する東京都（小笠原諸島）気象情報 第2号	2021年04月24日11時55分

現在、関東甲信地方気象情報は発表していません。  
現在、全般気象情報は発表していません。  
▼気象情報の脱着を表示する

# 労災保険

～農業者のための特別加入制度について～

必見!

# 農業者の皆さん 労災保険の特別加入を ご存じですか!!



ここに  
注目!

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

## 療養・休業給付から遺族給付まで 手厚い補償があります!

平成30年度から、農産物を市場等まで運ぶ**出荷作業**、出荷作業後に行われる**販売作業**も対象になりました!

MAFF  
農林水産省

厚生労働省

## こんな方が対象になります!

特別加入制度は、以下のA~Cのいずれかに該当する方が対象となります。

A

### 特定農作業従事者の方



一定の経営規模以上  
の方が加入できます!

特定農作業従事者とは

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、年間の農業生産物総販売額が300万円以上または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模であり、次に示す農作業に従事している方。

- ① トラクター等の農業機械を使用する作業
- ② 2メートル以上の高所での作業
- ③ サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業
- ④ 農業散布
- ⑤ 牛・馬・豚に接触する作業

B

### 指定農業機械作業従事者の方



機械の指定はありますが、  
経営規模にかかわらず加入できます!

指定農業機械作業従事者とは

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ① 動力耕耘機その他の農業用トラクター
- ② 動力溝掘機
- ③ 自走式田植機
- ④ 自走式防除用機
- ⑤ 自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
- ⑥ トラック、自走式運搬用機械
- ⑦ 動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械
- ⑧ 無人航空機

C

### 中小事業主の方



法人の代表者や役員  
でも加入できます!

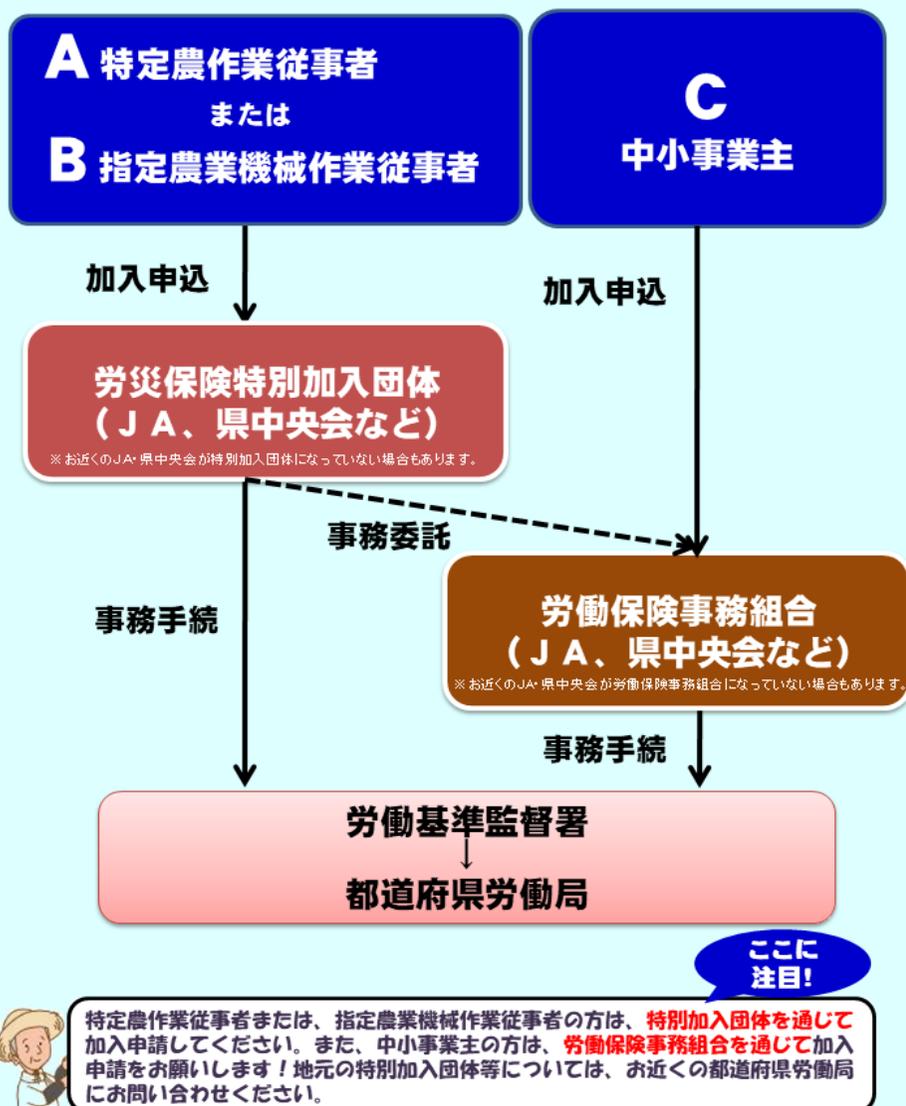
中小事業主とは

常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者(法人の場合は代表者以外の役員)の方。及び1年間に100日以上にわたり労働者を使用することが見込まれる方で、以下の条件を満たしている方。

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

注: A、B、Cは重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入することになります。

## 加入手続について



## 補償の対象となる作業について

1ページの各作業のみならず、「直接付帯する行為」(※)についても対象となります。

※例えば、ほ場間の移動、機械や作物等の積卸作業、農産物を共同集荷施設まで運ぶ集荷作業が該当します。



**ここに注目!**

平成30年度から、農産物を市場等まで運ぶ**出荷作業**、出荷作業後に行われる**販売作業**も対象になりました。

## 補償の内容について

療養補償給付  
療養給付

●農作業事故によるケガや病気を病院等で治療する場合  
**必要な治療が無料で受けられます。**

休業補償給付  
休業給付

●農作業事故によるケガや病気の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合  
**休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額（日給相当額のイメージ）の60%の休業補償と、20%の特別支給金の合計80%相当額が支給されます。**

障害補償給付  
障害給付

●農作業事故によるケガが治った後に障害等級第1級～第7級又は、第8級～第14級までに該当する障害が残った場合  
**障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。**

遺族補償給付  
遺族給付

●農作業事故により死亡した場合  
**遺族人数に応じた遺族年金または遺族一時金が支給されます。**

葬祭料  
葬祭給付

●農作業事故により死亡した方の葬儀を行う場合  
**給付基礎日額に応じた額が支給されます。**

傷病補償年金  
傷病年金

●農作業事故によるケガや病気が療養開始後1年半を経過した日に、ケガや病気が治っておらず、障害の程度が傷病等級に該当する場合  
**障害の程度に応じた額が支給されます。**

# 保険料の仕組みについて

- ・保険料は年1回の掛け捨て制で、その期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間です。なお、年度途中の加入もでき、その場合の保険料は月割りとなります。
- ・加入する農業者は、ご自身の給付基礎日額を選択します。この給付基礎日額に基づき、年間保険料や補償内容が決まります。

## ポイント1

給付基礎日額を申請しましょう。

- ・ご自身の所得水準に見合った額を申請いただけます。
- ・年間の農業収入を365日で割った額を目安として、3,500円～25,000円のうちから申請いただけます。
- ・申請いただいた額については、都道府県労働局長の承認が必要です。

## ポイント2

ご自身の保険料を算出しましょう。

ご自身の年間保険料は以下の通り計算されます。

**給付基礎日額 × 365 × 保険料率<sup>※</sup>**

※【保険料率】3つの制度ごとに率が異なります！

A 特定農作業従事者	… 0.9%
B 指定農業機械作業従事者	… 0.3%
C 中小事業主等	… 1.3%

※平成30年度の料率

例えば…

【特定農作業従事者で、給付基礎日額を10,000円で労災加入される方の場合】

$10,000 \text{円} \times 365 \times 0.009$

ご自身の年間保険料は、

＝ 32,850円

# よくある質問（Q & A）

質問

労災保険に加入すると、どのようなメリットがあるのですか。

答え

年収に応じた保険料で、万が一の農作業事故に備えた様々な補償が受けられます。例えば、農作業事故に遭い、1ヶ月休業しなければならなくなった場合、

- ・療養補償により必要な治療が無料で受けられます。
  - ・給付基礎日額が1万円の場合、休業補償と特別支給金で1ヶ月（27日分）につき216,000円給付されますので、この資金を活用してヘルパーなどを雇用できます。
- ※この場合の保険料は、前のページを参照。

質問

農業者なら誰でも労災保険に加入できるのですか。

答え

専業農家はもちろん、兼業農家であっても、一定の農作業に従事する農業者本人は特別加入制度を利用して労災保険に加入することができます。

質問

労災保険の特別加入は、どこに申請をすればいいのですか。

答え

加入窓口である「特別加入団体」または「労働保険事務組合」に加入申込をする必要があります。JAなどが既に特別加入団体になっている地域もありますので、詳しくは、お近くの都道府県労働局にお問い合わせいただき、加入窓口の確認をしてください。



ところで…

みなさんが雇っているパートやアルバイト等の方々も労災保険に加入できます。

- ・常時5人以上雇っている場合または法人の場合は強制加入です。
- ・常時5人未満の場合は任意加入ですが、農業者本人が特別加入している場合やアルバイトやパート等の方の過半数が希望する場合は強制加入になります。

## さらに詳しく知りたい方へ！

特別加入制度の詳細については、農林水産省または最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください！



さらに詳しい情報を知りたい方は、厚生労働省のホームページに掲載されているパンフレット（左の表紙のもの）をご覧ください。



### 【ホームページアドレス】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html>



農作業の際に注意すべきことなど、農作業安全に関する情報を知りたい方は、農林水産省のホームページをご覧ください！



### 【ホームページアドレス】

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)

農林水産省 農作業安全対策

検索



【令和3年 全国農作業安全確認運動ステッカーデザイン】

農林水産省生産局  
技術普及課生産資材対策室（安全指導班）  
TEL 03-3502-8111（内線：4774）

または  
地方農政局生産部 生産技術環境課

農林水産省 農作業安全対策

検索

都道府県労働局  
労働保険徴収課（室）（加入手続担当）  
労災補償課（給付担当）

または  
最寄りの労働基準監督署